（第六面）

［住宅部分に関する事項］

（略）

【３．基準省令附則第２条の適用の有無】
□有（国土交通大臣が定める基準に適合するもの）
□無

【４．基準省令附則第４条の適用の有無】
□有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工）
□無

【５．住宅部分のエネルギー消費性能】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ⅰ)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ⅱ)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)(ⅰ)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)(ⅱ)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

（略）

（第六面）

［住宅部分に関する事項］

（略）

【３．基準省令附則第２条の適用の有無】　□有　□無
認定を受けた所管行政庁の名称（　　）

【４．基準省令附則第４条の適用の有無】　□有　□無
竣工年月日　　年　　月　　日　竣工

【５．住宅部分のエネルギー消費性能】
□基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□一次エネルギー消費量に関する仕様基準
共用部分の基準一次エネルギー消費量（　　GJ/年）
共用部分の設計一次エネルギー消費量（　　GJ/年）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

（略）